

## 公益財団法人富士吉田スポーツ協会共催・後援取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が主催する事業に対する公益財団法人富士吉田スポーツ協会（以下、「本協会」という。）の共催、後援（以下「共催等」という。）の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (共催等の区分)

第2条 本協会の共催等の使用の承認にあたっては、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める内容によるものとする。

#### (1) 共催

本協会が他団体と共同して事業の主催者の一員となり、事業の運営に参画し、経費または人的負担を伴い、責任を分担するものとし、本協会の理事会で承認された場合とする。

ただし、急施を要する場合は、会長が決裁し、理事会へ事後報告する。

#### (2) 後援

各種団体等が主催する事業で、本協会として経費または人的負担はしないが、事業の趣旨に賛同し、その開催を間接的に支援する場合とする。

#### (3) その他

前2項について、賞状、賞品等を授与することができる。

### (使用できる名義)

第3条 使用できる名義については、「公益財団法人富士吉田スポーツ協会」とする。

### (審査基準)

第4条 共催等の対象事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

#### (1) 本協会加盟団体

#### (2) 営利目的を有しないアマチュア団体及び社会的貢献度の高い団体

#### (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に認める団体

2 共催等の対象事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) スポーツ活動の振興に寄与し、スポーツの推進のうえで特に必要と認めるもの。

(2) 私的な利益を目的としないもの。

(3) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの。

(申請手続き)

第5条 共催等の使用承認を受けようとする者は、共催・後援申請書(様式-1)に次に掲げる書類を添付し、本協会に事業実施日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

ただし、「公益財団法人富士吉田スポーツ協会」後援名入りの事業実施要項等を作成する場合には、その1ヶ月前とする。

- (1) 団体の存在、事業運営の基礎を明らかにする書類(総会資料など)
- (2) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類(開催要領・企画書など)
- (3) 収支予算書(入場料等を徴収する場合)
- (4) 新規案件の場合は、団体の過去の事業実績を明らかにする書類

(承認手続き)

第6条 本協会は、前条の申請書を受理したときは、申請者に対し速やかに文書(様式-2)で通知するものとする。

2 後援の使用を承認する際には、次の条件を付するものとし、違反した場合は承認を取り消すとともに、以後申請があった場合にも承認はしないものとする。

- (1) 承認時の事業計画内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- (2) 事業終了後は、1ヶ月以内にその結果について報告書(様式-3)を提出すること。
- (3) 事故防止、救護体制等については、十分に配慮すること。
- (4) 後援の承認については、事業の経費は負担しないこと。
- (5) 当該事業を利用して営業を目的とする宣伝や販売行為は、一切行わないこと。
- (6) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けないこと。

附 則

この要綱は、平成25年5月26日から施行する。

令和2年4月1日一部改正

(様式1-1)

第 一 号  
令和 年 月 日

公益財団法人富士吉田スポーツ協会会長 殿

申 請 者

所在地

団体名

代表者

印

担当者

電 話

FAX

### 共 催 ・ 後 援 申 請 書

次の事業について、公益財団法人富士吉田スポーツ協会の（共催・後援）を申請します。

承認条件に違反した場合、又は申請事項が事実と相違した場合は、承認を取り消されても異議ありません。

1 事業の名称

2 主催者

3 開催日時 自 令和 年 月 日 時～ 時  
至 令和 年 月 日 時～ 時

4 開催場所

5 後援予定団体

6 添付書類 開催要項他

(様式2-1)

第 一 号  
令和 年 月 日

殿

公益財団法人富士吉田スポーツ協会会長 印

### 共催承認書

令和 年 月 日付、第 一 号で申請のありました共催について、承認します。

#### 1 共催を承認する事業

- (1) 事業名
- (2) 実施期間

(様式2-2)

第 一 号  
令和 年 月 日

殿

公益財団法人富士吉田スポーツ協会会長 印

### 後援承認書

令和 年 月 日付、第 一 号で申請のありました後援については、次の条件をつけて承認します。

#### 条 件

##### 1 後援を承認する事業

- (1) 事業名
- (2) 実施期間

##### 2 承認の条件

- (1) 「公益財団法人富士吉田スポーツ協会」の名義使用の許可。
- (2) 後援の期間については、令和 年 月 日までとする。
- (3) 事業終了後1ヶ月以内に、後援事業実施結果報告書(様式-3)を提出すること。
- (4) 事故防止、救護体制について、十分配慮すること。
- (5) 後援の承認については、事業に要する経費は負担しないこと。
- (6) 私的な利益また、公序良俗に反しないものその他、社会的な非難を受ける行為は、一切行わないこと。

(様式1-2)

令和 年 第 月 日  
公益財団法人富士吉田スポーツ協会会長 殿

申請者 団体名  
代表者  
所在地  
担当者  
電話

FAX

印

### 後援申請書

次の事業について、公益財団法人富士吉田スポーツ協会の後援を申請します。  
承認条件に違反した場合、又は申請事項が事実と相違した場合は、承認を取り消されても異議ありません。

- 1 事業の名称
- 2 主催者
- 3 開催期日(期間) 令和 年 月 日 ~ 月 日
- 4 開催場所
- 5 後援予定団体
- 6 添付書類 開催要項 その他(総会資料 団体名簿 収支予算書)

継新

(様式2-3)

### 後援承認書

上記の後援については、次の条件をつけて承認します。

承認の条件

- (1) 「公益財団法人富士吉田スポーツ協会」の名義使用の許可。
- (2) 後援の期間については、令和 年 月 日までとする。
- (3) 事業終了後1ヶ月以内に、後援事業実施結果報告書(様式-3)を提出すること。
- (4) 事故防止、救護体制について、十分配慮すること。
- (5) 後援の承認については、事業に要する経費は負担しないこと。
- (6) 私的な利益また、公序良俗に反しないものその他、社会的な非難を受ける行為は、一切行わないこと。

公財富スポ後承第 号  
令和 年 月 日

公益財団法人富士吉田スポーツ協会会長 印

(様式-3)

第 一 号  
令和 年 月 日

公益財団法人富士吉田スポーツ協会会長 殿

申 請 者

所在地

団体名

代表者

印

担当者

電 話

FAX

### 後援事業実施結果報告書

令和 年 月 日付、第 一 号で後援の承認のあった事業について次のとおり実施したので報告します。

1 事業名

2 期 間

3 承認内容 「公益財団法人富士吉田スポーツ協会」名義の使用

4 実施結果の概要

( 資料添付： プログラム、大会結果 等 )